

ずっともガスビジネス割引契約
(選択約款)
— 東京地区等 —

2025年2月1日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号:A0020

目次

1.	対象となるお客さま	3
2.	用語の定義	3
3.	適用条件	3
4.	契約期間	3
5.	申し込みの受付場所	3
6.	料金	3
7.	口座振替割引	4
8.	単位料金の調整	4
9.	契約の解約	5
10.	守秘義務	5
11.	その他	5
	付則	6
1.	実施の期日	6
2.	「8. 単位料金の調整」(2)②156,200円(以下「調整上限」という)について	6
	(別表第1)	7
	(別表第2)	8
	(別表第3)	11

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに対し、当社の一般ガス供給約款（東京地区等）から割引する契約の約款です。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する「単位料金」とは、8に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、お客さまがこの選択約款の適用を希望され、当社が認めた場合に適用いたします。

4. 契約期間

- (1) ガス需給契約の契約期間は、(2)に該当する場合を除き、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。また、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（スイッチングによる開始を含みます。）以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日を適用開始日とする場合があります。なお、この場合はお客さまから検針にかかる費用を申し受けます。
- (2) ガス基本約款に定める「ガス小売供給に係る無契約状態」が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までとすることがあります。
- (3) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、このガス需給契約は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) ガス需給契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

5. 申し込みの受付場所

ガス需給契約の申し込みの受付場所は、当社のみとさせていただきます。

6. 料金

当社は、別表第2の料金表の「ずっともガスビジネス割引後」の料金を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、別表第2の料金表は、消費

税率を 10 パーセントとして算定した消費税等相当額を含んでおり、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき算定いたします。

7. 口座振替割引

- (1) 口座振替割引は、ガス需給約款にもとづく料金を口座振替によりお支払いになり、お客さまが適用を希望された場合に、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申し込みを当社が承諾したときに適用します。
- (2) 口座振替割引額は、1 契約につき別表第 3 に定める金額といたします。なお、別表第 3 に定める金額は、消費税率を 10 パーセントとして算定した消費税等相当額を含んでおり、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき算定いたします。
- (3) ただし、各料金算定期間の口座振替割引は、別表第 2 の料金表によって算定された料金を上回らないものといたします。
- (4) 各料金算定期間の料金は、別表第 2 の料金表によって算定された料金から、口座振替割引を差し引いたものといたします。
- (5) また、各料金算定期間の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された料金との差額を、口座振替割引取消額として、原則として翌月の料金に加算し、翌月の料金として申し受けます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第 2 の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1 (4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

57,250 円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表第 1 の(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の

算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 156,200 円以上となった場合は、156,200 円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9479 \\ &+ \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の解約

お客さまがガス需給契約を契約期間中に解約した場合またはお客さまに契約違反があり当社がお客さまとのガス需給契約を解約した場合には、施設の移転、閉店、改修（改装）、その他当社がやむを得ないと判断したときを除き、当社はお客さまから中途解約精算額として 3,000 円（消費税等相当額を含む）を申し受けることがあります。この場合、当社がお客さまに請求した日を中途解約精算額の支払義務発生日とし、支払期限および支払方法等については、ガス基本約款の料金に関する定めを適用するものとします。

10. 守秘義務

お客さまは、本約款およびガス需給契約の内容について、守秘義務を負うものとします。

11. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。ただし、ガス基本約款 9 (3) の規定に関わらず、お客さまが契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこのガス需給契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さまは事前に当社に対してその旨を通知するものとし、当社はこれらの場合、何らの催告を要せず、直ちにガス需給契約を解除することができるものとします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は 2025 年 2 月 1 日から実施し、7 に定める口座振替割引は原則として 2025 年 3 月検針分以降は適用いたしません。

2. 「8.単位料金の調整」(2)②156,200 円(以下「調整上限」という)について

調整上限は、2022 年 3 月から 5 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更およびガス基本約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
料金に含まれる消費税等相当額
＝料金×消費税率÷(1+消費税率)(1円未満の端数切り捨て)
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）

一般ガス供給約款	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	0円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金（1立方メートルにつき）

一般ガス供給約款	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	0円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）

一般ガス供給約款	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	0円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金（1立方メートルにつき）

一般ガス供給約款	130.46円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	0円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	130.46円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）

一般ガス供給約款	1,232.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	63.05 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	1,168.95 円 (消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金（1立方メートルにつき）

1立方メートルにつき	128.26 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	6.42 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	121.84 円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④ 料金表D

a. 基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）

一般ガス供給約款	1,892.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	95.64 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	1,796.36 円 (消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金（1立方メートルにつき）

一般ガス供給約款	124.96 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	6.26 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	118.70 円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

a. 基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）

一般ガス供給約款	6,292.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	314.60 円 (消費税等相当額を含みます。)

ずっともガスビジネス割引後	5,977.40 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	-------------------------------

b. 基準単位料金（1立方メートルにつき）

一般ガス供給約款	116.16 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	5.82 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	110.34 円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

a. 基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）

一般ガス供給約款	12,452.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	624.20 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	11,827.80 円 (消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金（1立方メートルにつき）

一般ガス供給約款	108.46 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引額	5.43 円 (消費税等相当額を含みます。)
ずっともガスビジネス割引後	103.03 円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第3)

口座振替割引額

1 契約につき	55.00 円 (消費税等相当額を含みます)
---------	---------------------------